平成二三年四月以降の月分の国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の読替え等について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第二条、第四条～第七条、第一二条、第一三条及び第二〇条関係）

四　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

平成二三年度における国民年金法第二七条に規定する改定率、同法第八七条第三項に規定する保険料改定率、厚生年金保険法第四三条第一項に規定する再評価率、同法第四六条第一項の支給停止調整額及び同法附則第一一条第一項各号の支給停止調整変更額並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第二一条第一項及び第二項の従前額改定率等を改定することとした。（第一条～第六条関係）

五　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第八二号）（総務省）

1　平成二三年度における恩給改定率を〇・九七六とすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第八三号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成二三年度における改定率は、〇・九七六とすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第八四号）（防衛省）

1　自衛官に対する特地勤務手当の級別区分に応じた支給割合等を引き上げることとした。（第一〇条及び第一〇条の二関係）

2　防衛大臣が定める自衛艦の乗組員に対する乗組手当の額を引き下げることとした。（第一二条第二項関係）

3　防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される自衛官に対する特地勤務手当の算定に係る支給割合を改めることとした。（附則第八項及び附則第一一項関係）

4　特殊勤務手当に関し、感染症看護等手当の新設を行うこととした。（別表第五関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

法　律

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第三号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号ロ中「汚でい」を「汚泥」に、「たい積」を「堆積」に、「あわせ有して」を「併せ有して」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「汚でい」を「汚泥」に、「たい積し」を「堆積し」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号及び第九号を削る。

第三条第四項中「第二条第三項第五号から第八号まで」を「前条第三項第二号から第四号まで」に改める。

附則第一条第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十二年度までの予算に係るもので平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、この法律」を「平成三十二年度までの予算に係るもので平成三十三年度以降に繰り越されるものについてはこの法律の規定、公害防止対策事業で同条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業について必要な経費の財源に充てるため起こした地方債であつて平成三十二年度以前の年度に発行について同意又は許可を得たものについては第五条」に改める。

別表第二条第三項第二号の緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業の項、第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業の項及び第二条第三項第四号の公立の義務教育諸学校の移転又は施設整備の事業の項を削り、同表第二条第三項第五号のしゆんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業の項中「第二条第三項第五号」を「第二条第三項第二号」に改め、同表第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業の項中「第二条第三項第六号」を「第二条第三項第三号」に改め、同表第二条第三項第七号の客土事業その他政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業の項中「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第四号」に改め、同表第二条第三項第八号の監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業の項及び第二条第三項第九号の政令で定める事業の項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、附則第一条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。